

自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン

2019年5月28日

公益社団法人リース事業協会

はじめに

当協会の会員会社（以下、「会員会社」という。）は、自然災害発生時において、被災中小企業等からのリース料の支払猶予要請やリース期間延長の相談、災害によりリース物件が滅失した場合のリース契約に関する相談があった場合に、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応を自主的に行ってきた。

今後も、大規模な自然災害の発生が想定されることから、当協会は、これまでの会員会社の取組をガイドラインとして取りまとめるとともに、自然災害対応に関する留意事項を含めて、会員会社に対して周知徹底することとした。

また、自然災害の被災地から物資支援等の要請があった場合、リース事業協会並びに会員会社及びそのグループ会社において支援が行われてきたが、今後も同様の取組を継続し、これを円滑化するために、政府及び被災地の関係者から物資支援等の要請があった場合は、その要請を会員会社に随時提供できる体制を構築することとした。

1. ガイドラインの目的

ガイドラインは、当協会及び会員会社のこれまでの大規模な自然災害発生時のユーザー対応の取組等を取りまとめたものであり、公正な第三者である有識者が加わった検討会において、関係省庁並びに中小企業・小規模事業者の関係団体（以下、「関係団体」という。）の助言を受けて策定したものである。当協会及び会員会社がガイドラインの取組を実施することにより、被災した中小企業者・小規模事業者の事業再開に貢献し、もって被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. ガイドラインの位置づけと関係者の役割

ガイドラインは、当協会が自主的に制定するものであり、法的拘束力はないが、会員会社は、このガイドラインを自発的に尊重し遵守することが期待される。

当協会は、会員会社に対するガイドラインの周知徹底、ガイドラインの広報を行うほか、大規模な自然災害発生時における関係省庁等との連携及びユーザー相談窓口を開設する。

当協会は、関係省庁及び関係団体に対して、ガイドラインの策定及びその活用状況に対して助言を求めるとともに、当協会が行うガイドラインの広報活動に協力を求めるものとする。

3. ガイドラインの適用対象となる自然災害とリース契約

- 1) ガイドラインにおける自然災害の定義は、原則として、災害救助法が適用される自然災害（注）とする。

（注）災害救助法の適用は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例人口 5,000 人未満住家全壊 30 世帯以上）に行われ、適用地域等は内閣府のホームページで公表される。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- 2) ガイドラインの対象となるリース契約については、原則として、中小企業・小規模事業者向けのリース契約（ファイナンス・リース契約及びオペレーティング・リース契約を意味する。以下同じ。）及び当該リース契約に係る保証契約（保証人は個人・法人を問わないが、法人の場合は中小企業・小規模事業者とする。）とする。

4. 会員会社の取組

(1) 自然災害により被災した中小企業・小規模事業者への取組

会員会社は、以下の取組に努めるものとする。

- ①自然災害により被災した中小企業・小規模事業者からのリース料の支払猶予要請やリース期間延長の相談、災害によりリース物件が滅失した場合のリース契約に関する相談があった場合に、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応を行う。
- ②個人事業者及び個人保証人から債務整理の申出があった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（2015年12月25日）に則して対応する。
- ③中小企業・小規模事業者とのリース契約及び当該リース契約に係る保証契約について、他の債権者から債務整理に関する協議を求められた場合は、それに参加することに努める。
- ④自然災害により損壊等したリース物件を処分する際に、中小企業・小規模事業者等から取得する書類等に関して柔軟に対応する。

(2) 保険に関する説明

会員会社は、リース契約締結時にリース物件に付保する保険に関する説明に努める。

(3) 被災地支援

会員会社は、当協会から伝達された被災地支援に関する情報に基づき、対応可能な範囲で被災地支援を検討し、被災地支援が可能な場合は当協会に連絡する。

5. 当協会の取組

当協会は、ガイドラインの広報に努め、ガイドラインが適用される（適用されることを見込まれる場合を含む。）自然災害が発生した際に、ユーザー相談窓口を開設し、その広報を行う。また、大規模な自然災害が発生した際に関係省庁等と連携し、政府が行う被災地支援活動に協力する。

6. 適用時期等

ガイドラインは、ガイドラインが制定された日から適用する。ただし、4.（2）保険に関する説明は、会員会社の体制が整い次第適用する。

ガイドラインの改正は、関係者の意見を聴取したうえで、法制委員会で審議し、理事会の決議を経て行うものとする。また、ガイドラインの運用に関する Q&A 等の詳細は、法制委員会が別に定める。

以上

中小企業向けのリース契約の保証等に関する検討会
委員・オブザーバー名簿
(2019年5月28日現在)

委員 山田 周一 法制委員会委員長 (芙蓉総合リース法務コンプライアンス部長)

委員 佐藤 勝 法制委員会副委員長 (オリックス営業法務部担当部長)

委員 鈴木 浩明 法制委員会副委員長 (興銀リース管理部法務室長)

委員 田村 範雄 法制委員会副委員長 (東京センチュリー法務部長)

委員 一松 哲夫 法制委員会副委員長 (日立キャピタル法務部長)

委員 梶 芳彰 法制委員会副委員長 (三菱 UFJ リース執行役員法務コンプライアンス部長)

臨時委員 鶴飼 信一 早稲田大学商学大学院 前教授

臨時委員 有吉 尚哉 西村あさひ法律事務所 弁護士

オブザーバー 経済産業省消費経済企画室

中小企業庁金融課

日本商工会議所 鎌田 藤胤 中小企業振興部主任調査役

全国商工会連合会 土井 和雄 企業支援部企業環境整備課長

全国中小企業団体中央会 石川 貴広 政策推進部副部長

全国商店街振興組合連合会 長島 克臣 企画支援部次長

日本自動車リース協会連合会 阿部 敏弘 副事務局長